

65歳超雇用推進助成金

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対象被保険者数及び定年年齢を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

・定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

措置内容 対象被保険者数	65歳への定年 引上げ	66～69歳への定年引上げ		70歳以上への 定年引上げ	定年の定め の廃止	66～69歳への継続雇用の引上げ		70歳以上への継続雇用の引上げ	
		5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
1～3人	15万円	25万円	40万円	45万円	60万円	22万円	20万円	40万円	36万円
4～6人	20万円	32万円	65万円	70万円	120万円	37万円	32万円	65万円	60万円
7～9人	25万円	39万円	110万円	115万円	180万円	60万円	50万円	105万円	95万円
10人以上	30万円	46万円	135万円	140万円	240万円	90万円	75万円	130万円	120万円

・他社による継続雇用制度の導入

措置内容 対象被保険者数	66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ	
	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
1～3人	20万円	16万円	32万円	30万円
4～6人	30万円	26万円	50万円	45万円
7～9人	50万円	40万円	85万円	75万円
10人以上	70万円	60万円	105万円	100万円

・複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施及び実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費を支給します。

高齢者雇用管理整備措置の種類		助成額
1	高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 ※1	60万円（中小企業以外は45万円）
2	労働時間制度の導入・改善 在宅勤務制度の導入・改善 研修制度の導入・改善 ※2 健康管理制度の導入・改善	30万円（中小企業以外は23万円）
3	雇用管理制度の整備に伴う機器等導入	1～2の措置導入経費(上限50万円)×60%（中小企業以外は45%）

※1 高齢者向けの専門職制度等、高齢者に適切な役割を付与する制度を含む。

※2 高齢期における職業生活設計のために必要な情報の提供や助言を行う研修を含む。

高齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき40万円（中小企業事業主以外は30万円）を支給します。

また、対象労働者は1支給年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。

※ 助成金の受給のためには、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことなど、一定の要件を満たす必要があります。
詳細な要件につきましては各助成金の「支給申請の手引き」をご確認ください。よろしくお願いします。

／らしく、はたらく、ともに／ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構



JEED

沖縄支部



e-Gov電子申請を利用
して申請できるよう
になりました。

